

大宮地方環境整備組合の各種手数料改定について

平成26年4月1日から下記のとおり各種手数料が改定されます。

項 目		改定前の手数料	改定後の手数料
環境センター	ごみ処理手数料 (環境センターへ持込んだ場合)	100kgまで 300円	90kgまで 300円
		100kgを超えた場合 10kgにつき 150円	90kgを超えた場合 10kgにつき 150円
衛生センター	し尿収集手数料	1リットルにつき 9.2円	1リットルにつき 9.4円
	浄化槽清掃手数料	1,800リットルまで 14,800円	1,800リットルまで 15,300円
		1,800リットルを超えた場合 1リットルにつき 9.2円	1,800リットルを超えた場合 1リットルにつき 9.4円

- 問【ごみ処理】** 大宮地方環境整備組合環境センター ☎029-296-1744
【し尿処理業務】 大宮地方環境整備組合広域衛生センター ☎52-3535

東日本大震災により被害を受けられた方へ

被災時の納税地が下記対象地域内にあった方には、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限を延長していましたが、平成26年1月31付国税庁告示により、延長措置は終了することとなりましたのでお知らせします。

- 対象地域（福島県）
田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
- すべての国税の申告・納付等については、平成27年3月31日（火）までに手続きをお願いします。
※平成23年3月11日以後に期限が到来するすべての税目に係る申告・納付等の手続きが対象となります。例えば、申告所得税の場合、平成22年分以降の申告等が対象となります。
- 申告相談の予約について
2月以降は、申告相談に伴い各税務署が混雑することが想定されますので、東日本大震災に係る申告相談については、電話による事前予約をお願いします。
※受付日時/月～金曜日9:00～17:00
- 申告・納付等の手続きが困難な方へ
平成27年3月31日（火）においても申告等が困難な方については、更なる延長措置を受けることができますので、その場合には、所轄税務署または最寄りの税務署までご連絡ください。
また、申告は可能であっても、一時に納付することが困難な方については、申請により、最長で3年間、納税の猶予を受けることができます。
- まずは上記地域を所轄する税務署または最寄りの税務署まで電話等によりご連絡ください。
※お電話は、自動音声に従い「0」を選択してください。

問【上記対象地域を所轄する税務署】

- 福島税務署 ☎024-534-3121（川俣町）
 郡山税務署 ☎024-932-2041（田村市）
 相馬税務署 ☎0244-36-3111（南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）

【最寄りの税務署】 太田税務署 ☎0294-72-2171